

冷静な対応で、感染拡大防止にご協力を

# 新型コロナウイルス感染症 への対応について



あなたやあなたの大切な人を守るために  
感染拡大防止にご協力ください。

## 下関市特別定額給付金について

感染拡大防止に留意しつつ、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行うため、特別定額給付金給付事業を実施します。給付金を受けるためには、申請が必要です。

**給付対象者**＝令和2年4月27日において、本市の住民基本台帳に記載されている方。※申請・受給権者は、その方の属する世帯の世帯主です

**給付額**＝給付対象者1人につき**10万円**

**受付期間**＝6月1日～8月31日 ※期間内に不備なく申請され、下関市での受付が済んでいることが必要です

### 申請方法

①郵送による申請 5月下旬から6月上旬に世帯主宛に申請書をお届けします。申請書に必要事項を記入し、本人確認書類や通帳のコピーなど添付書類を貼り付け用紙に貼って、返信用封筒(切手不要)で返送してください。

②オンライン申請 世帯主がマイナンバーカードと読み取り対応のスマートフォン(またはパソコンとICカードリーダー)を持っている場合、「マイナポータル」からオンライン申請することができます。※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、郵送またはオンライン(電子)での申請をお願いします

### 【郵送による申請から給付までの流れ】

①申請書に必要事項を漏れなく記入し、必要書類を用意します。

②申請書、必要書類を返信用封筒に入れて郵送します。(切手不要)※記入漏れや必要書類が不足する方には、その旨が分かるようにして書類をお戻ししますので、書類を整え直してご返送ください

③交付決定通知書(兼振り込みのお知らせ)が郵送で届きます。

④指定された口座に特別定額給付金が振り込まれます。※6月下旬から順次の振り込みを予定

〒下関市特別定額給付金コールセンター  
(☎228-0484)

※午前9時～午後5時(土・日曜日・祝日を除く。)

※9月30日(水)まで開設

## 次の症状がある方は相談を

▷息苦しさ(呼吸困難)、強いだるさ(倦怠感)、高熱等の強い症状のいずれかがある

▷重症化しやすい方(高齢者、妊婦、基礎疾患等がある方)で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある

▷上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く

(症状が4日以上続く場合は必ずご相談ください。症状には個人差がありますので、強い症状と思う場合にはすぐに相談してください。解熱剤などを飲み続けなければならない方も同様です。)

### ●新型コロナウイルス相談窓口(帰国者・接触者相談センター)

☎250-7778

☎231-1376 (聴覚障害者の方)

開設時間＝午前9時～午後5時(5月18日から午後5時までに変更)

※平日、土・日曜日・祝日問わず開設

※午後5時以降は留守番電話の案内に従ってください

※新型コロナウイルス感染症の動向に応じ、開設時間等に変更する場合があります

## 人権への配慮について

新型コロナウイルス感染症が国内でも拡大する中、感染した方やその家族、医療関係者、海外から帰国した方、外国人の方などに対する偏見や差別、いじめ、SNSでの誹謗中傷等を行わないようお願いいたします。差別、いじめなどの人権相談を受け付けます。

**相談先**：▷みんなの人権110番(☎0570-003-110)

※平日の午前8時30分～午後5時15分 ▷子どもの

人権110番(☎0120-007-110)※平日の午前8時30

分～午後5時15分 ▷外国語人権相談ダイヤル(☎

0570-090-911)※平日の午前9時～午後5時

☎人権・男女共同参画課(☎222-0827)

●掲載する内容は、5月15日現在のものです。新型コロナウイルス感染症対策等により、内容が変更になる場合があります。最新情報についてはホームページ等で確認するか各問い合わせ先にご確認ください。

	対象	内容	窓口	
生活資金の支援	特別定額給付金【国】 ※P4	すべての方	令和2年4月27日において本市の住民基本台帳に記載されている方に <b>1人当たり10万円</b> を給付	特別定額給付金コールセンター (☎228-0484)
	一時的な生活資金の緊急貸付【山口県社会福祉協議会】	所得が減少した世帯	休業・失業された方のいる世帯(中国ろうきんは休業のみ)を対象として、生活資金を貸付(据置期間延長・無利子化等)	市社会福祉協議会 (☎232-2003) 中国ろうきん緊急小口資金書類請求窓口 (☎082-236-8362)
	国民健康保険の傷病手当金【市】	国民健康保険加入者で給与の支払いを受けている方	新型コロナウイルス感染症に感染か感染を疑われ、療養のために労務に服することができない場合、一定の要件で傷病手当金を支給	保険年金課 (☎231-1668)
	子育て世帯への臨時特別給付金【国】 ※P14	子育て世代の方	児童手当受給世帯に対し、 <b>対象児童1人につき1万円</b> を給付 ※申請は不要(公務員は要申請)	こども家庭支援課 (☎231-1928)
公共料金等の猶予・減免	市税の徴収猶予の特例制度【市】	市税の納付が困難な方	新型コロナウイルスの影響で、事業等に係る収入に相当の減少があった場合、1年間徴収猶予(担保提供不要、延滞金なし)	納税課 (☎231-1170)
	その他の徴収猶予や減免など【市】	各サービス利用者	国民健康保険料・国民年金保険料・介護保険料・下水道事業受益者負担金・市営住宅の家賃の徴収猶予、減免など	保険年金課(☎231-1930) 介護保険課(☎231-1138) 下水道整備課(☎231-1320) 住宅政策課(☎231-4101)
	上下水道料金/農業集落排水施設・漁業集落排水施設使用料の支払いについて相談【市】	各サービス利用者	個別相談	上下水道局お客さまサービス課 (☎231-3117) 農林水産整備課 (☎231-1260)
衣・食・住のサービスを利用	★ 食べて応援!「ごちそう宅シー」【市】 ※P2	サービス対応可能エリアにお住まいの方	飲食店のテイクアウト(持ち帰り)商品をタクシーの配送により提供 ※代行手数料(250円/回)が必要	個別に飲食店とタクシー会社に連絡 ※詳細は企画課 (☎231-5838)
	住居確保給付金【国】	借家にお住まいの方	休業等に伴う収入の減少により、住居を失う恐れが生じている方へ、原則3カ月、家賃相当額を自治体から家主へ支給 ※支給要件あり	生活サポートセンター下関(市社会福祉協議会) (☎0120-150-873)
	離職者向けの住宅を提供【市】	解雇等により住居の退去を余儀なくされた方	新たな居住の場所を確保するまでの間原則6カ月間を上限に、住宅を用意 家賃/免除 敷金/免除 保証人/不要	住宅政策課 (☎231-4101)
	常時募集している市営住宅の提供【市】	住宅に困窮している低額所得者の方	先着順で申し込みができる市営住宅を用意 家賃/市営住宅の家賃と同じ敷金/家賃の3カ月分 保証人/不要 ※入居資格審査有	